別表第１備考９(15)の表中「亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残さ又は亜鉛さい滓」を「亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残渣又は亜鉛滓」に改める。

別表第１備考10の表SP66の項を次のように改める。

SP66	辰砂は、危険物に該当しない。

別表第１備考10の表SP135の項を次のように改める。

SP135	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム（二水和物）は危険物に該当しない（酸化性物質以外の危険性を有する場合を除く。）。

別表第１備考10の表SP188の項⑥中「部品又は４以下の数の単電池若しくは２以下の数の組電池が組み込まれている装置を収納する容器」を「部品を収納する容器又は単電池又は組電池が組み込まれた装置を収納する容器であって、電池の総数が単電池にあっては４以下、組電池にあっては２以下の場合」に改め、同項⑧中「リチウム金属電池」を「リチウム電池」に改め「除く。)を」の下に「容器に」を加える。

別表第１備考10の表SP225の項中「含む。」の下に「消火器は製造国の規定（製造、試験、承認及び表示に限る。)に従うものでなければならない。」を加える。

別表第１備考10の表SP235の項中「備考」を「乗物（自動車、船舶又は航空機等をいう。以下同じ。)に取り付けられたものであって、備考」に改める。

別表第１備考10の表SP238の項中「kPa」を「キロパスカル」に改める。

別表第１備考10の表SP251の項２に次のただし書きを加える。

ただし、収納されている危険物に容器等級の割り当てがない場合には、危険物明細書に容器等級を記載することを要しない。

別表第１備考10の表SP280の項中「自動車」を「自動車、船舶又は航空機」に改め、同項の柱書きに次のただし書きを加える。

ただし、国連番号2990の救命器具（膨脹式のもの）及び国連番号3072の救命器具（非膨脹式のもの）に該当するものを除く。

別表第１備考10の表SP283の項中「MPa」を「メガパスカル」に改める。

別表第１備考10の表SP289の項中「又はハンドル、ドア、シートその他の乗物の完成部品に組み込まれたエアーバッグインフレーター、エアバッグモジュール及びシートベルトプレテンショナーは」を「若しくはハンドル、ドア、シート又はその他の乗物の完成部品に組み込まれた国連番号0503又は3278に該当するものは、」に改める。

別表第１備考10の表SP306の項中「試験シリーズ１及び２の試験を実施した場合に、爆発性を示さない」を「試験シリーズ２の試験を実施した場合に、火薬類に該当しない」に改める。

別表第１備考10の表SP309の項を次のように改める。

SP309	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部試験シリーズ８（試験８(a)、８(b)及び８(c))に合格したものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたものであること。

別表第１備考10の表SP328の項中「100kPa」を「0.1メガパスカル」に改める。

別表第１備考10の表SP338の項中「1,000kPa」を「１メガパスカル」に改める。

別表第１備考10の表SP339の項中「５MPa」を「５メガパスカル」に「200kPa」を「0.2メガパスカル」に改める。

別表第１備考10の表SP361の項１①に次のただし書きを加える。

ただし、平成26年１月１日以前に製造された電池については表示することを要しない。

別表第１備考10の表SP361の項１③中「kPa」を「キロパスカル」に改める。

別表第１備考10の表SP366の項の次に次のように加える。

SP367	第７条の３の規定により表示する品名及び危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。)に記載する品名は、次に掲げるものを使用することができる。 (1)　塗料及び塗料関連物質が同一の容器に収納されている場合　「塗料関連物質」 (2)　塗料（引火性かつ腐食性のもの）及び塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの）が同一の容器に収納されている場合　「塗料関連物質（引火性かつ腐食性のもの)」 (3)　塗料（腐食性かつ引火性のもの）及び塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの）が同一の容器に収納されている場合　「塗料関連物質（腐食性かつ引火性のもの)」 (4)　印刷用インク及び印刷用インク関連物質が同一の容器に収納されている場合　「印刷用インク関連物質」
SP368	核分裂性輸送物に該当しない放射性輸送物若しくは規則第81条第２号又は第３号の要件に該当する放射性輸送物であって、六フッ化ウランを収納するものは、国連番号3507又は国連番号2978のいずれかに該当する。
SP369	１　副次危険性等級７を有する場合は、L型輸送物の基準に加え、次に掲げる要件に従わなければならない。 (1)　輸送物当たりの六フッ化ウランの質量が0.1kgを超えないこと。 (2)　核分裂性輸送物にあっては、規則第81条第２号又は第３号の要件を満たすこと。 (3)　第４条第１項第１号の要件を満たすこと。 ２　等級７の副標札は、付すことを要しない。
SP370	次のいずれかに該当するものに限る。 (1)　可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。)の含有率が0.2質量％を超え、他の添加物を含まないもの (2)　国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部12節試験シリーズ２の試験により、等級１に入れるには鈍感すぎるものであり、かつ、可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。)の含有率が0.2質量％以下のものであって、他の添加物を含まないもの
SP371	１　次に掲げる要件を満たすもの（噴射装置付き小型圧力容器に収納された物品を含む。)に限る。 (1)　容量が0.5リットルを超えず、摂氏15度における使用圧力が2.5メガパスカルを超えないこと。 (2)　最小破裂圧力が摂氏15度における充てん圧力の４倍であること。 (3)　通常の荷役、梱包、運送及び使用の状態において、出火又は漏洩を防止するための安全装置が取り付けられたものであること。 (4)　圧力容器またはその一部が飛散する危険性がないものであること。 (5)　破裂した場合に、破片が生じない材料で作られているものであること。 (6)　国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部16節の16.6.12(ただしｇを除く。)、16.6.1.3.1から16.6.1.3.6、16.6.1.3.7及び16.6.1.3.8の基準に従った火災試験を実施しなければならない。圧力安全装置（火災の熱により分解される栓を含む。)が作動することにより、部品又は破片が10m以上飛散しないものであること。 (7)　収納される一の容器に対して、刺激伝播の試験を行った場合に、容器の破片が外部に飛散する危険性がないものであること。 ２　製造者が作成した設計、仕様、製造、試験及びその成績を記した技術的な書類並びに製造された物品が１の要件を満たすものであることを保証する書類が添付されていること。